

# 建設現場における快適トイレ設置の試行について

## ◆目的

建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、誰もが快適に使用できる仮設トイレ「快適トイレ」の設置を行い、現場環境の改善を図る。

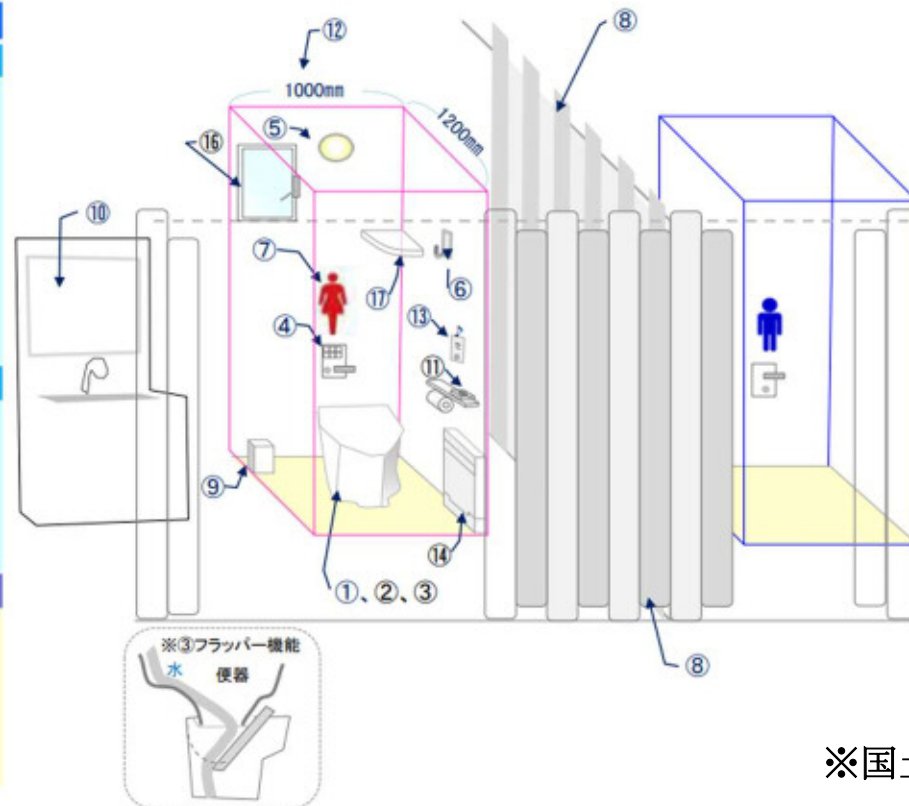
## ◆対象工事

建設交通部が発注する全ての土木工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は本要領の対象外とする。

- (1) 通年維持工事等の単価契約で行う工事
- (2) 災害復旧工事(応急工事を含む)
- (3) その他、発注者が快適トイレの設置がなじまないと判断した工事

快適トイレのイメージ

快適トイレの標準仕様	
<b>1. トイレに求める機能</b>	
①洋式便座	
②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置を含む)	
③臭い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)	
④容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)	
⑤照明設備(電源がなくても良いもの)	
⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場 設備機能(耐荷重5kg以上)	
<b>2. 付属品として備えるもの</b>	
⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示	
⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)	
⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)	
⑩鏡付きの洗面台	
⑪便座除菌シート等の衛生用品	
<b>3. 推奨する仕様、付属品</b>	
⑫室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)	
⑬換音装置	
⑭着替え台(フィッティングボード等)	
⑮フラッパー機能の多重化	
⑯窓など室内温度の調整が可能な設備	
⑰小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)	



※国土交通省資料抜粋